諮問番号：令和４年度諮問第２５号

答申番号：令和４年度答申第３９号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和２年６月１日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

処分庁は、審査請求人に対して週６日から７日の就労を要求し、勤労控除等の説明等もなく一方的に本件処分を行っており、不当である。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人の就労収入の恒常的な増加により、世帯の最低生活費と収入を比較すれば一応保護を要しなくなったと認められるが、若干期間審査請求人世帯の生活状況の経過を観察する必要があることから、法第２６条に基づき、令和２年６月１日付けで審査請求人の保護を停止する本件処分を行ったことが認められる。

（２）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第１０及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第１０問６のとおり、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている。また、次官通知第８の２のとおり、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされている。

　　　本件についてみると、審査請求人は、令和２年４月８日に○○○○○○株式会社（以下「Ａ」という。）に就職し、今後、最低生活費を上回る月額約１６８，０００円の就労収入を得ることができることが推定でき、要否判定における審査請求人の収入充当額は１４８，３４０円であり、審査請求人の収入充当額が審査請求人の最低生活費である１３１，９４０円を上回っていることが認められ、要否判定の結果、審査請求人に保護を要しなくなったと判定した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（３）また、課長通知第１０問１２は、法第２６条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準を示しており、当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるときは、保護を停止すべき場合であるとされている。

　　　前記（２）のとおり、審査請求人の収入充当額が、審査請求人の最低生活費を上回っていることから、審査請求人が保護を要しなくなったことが認められるところ、審査請求人が令和２年４月８日に就職してから処分庁が本件処分を行うまでの間に、２か月も経過しておらず、処分庁が、審査請求人の生活状況の経過を観察する必要があると判断し、審査請求人の保護を廃止するのではなく、保護を停止する本件処分を行った処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（４）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（５）なお、審査請求人は、審査請求人に対する説明等もなく一方的に行った処分である旨主張している。処分庁は、被保護者に対し処分を行うにあたって、処分の理由について、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し理解を得るよう努めることが必要である旨付言する。

（６）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和４年１１月２５日　　諮問書の受領

令和４年１１月２８日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：１２月１２日

口頭意見陳述申立期限：１２月１２日

令和４年１２月　８日　　第１回審議

令和４年１２月１２日　　審査請求人から主張書面の受領（令和４年１２月７日付け）

令和５年　１月１９日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、同条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（３）法第８条は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

（４）法第２６条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と定めている。

（５）次官通知第８の２は、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前３箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。

　　　なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（６）次官通知第１０は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第８によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第１に衣食等の生活費に、第２に住宅費に、第３に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（中略）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」と記している。

（７）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１０の２（１）に記される別表２（勤労に伴う必要経費として定める額）は、収入金額別区分１６８，０００円から１７１，９９９円の１級地における１人目の金額を１９，６６０円と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

（８）課長通知第１０問６の答は、保護受給中の者の保護の要否判定について、「保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基いて認定した最低生活費と収入充当額（勤労に伴う必要経費のうち基礎控除については、局長通知第１０の２の（１）に定める別表２に定める額）との対比によって判定するものであること。」と記している。

　　　なお、課長通知は、処理基準である。

（９）課長通知第１０問１２の答は、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第２６条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。」とし、保護を停止すべき場合として、「（１）当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね６か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。（２）当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和元年５月２１日付けで、処分庁は、審査請求人に法による保護を開始した。

（２）令和元年７月１３日付けで、審査請求人は、株式会社○○○○（以下「Ｂ」という。）で就労を開始した。

処分庁が令和元年７月１７日付けで審査請求人から受領した同日付けの就労状況申告書には、審査請求人は、同月１３日からＢで就労開始し、Ｂにおける、１日あたりの就労時間が８時間、１か月あたりの平均就労日数が８日、就労形態が時給１，０００円であることが記載されている。

（３）令和２年４月８日付けで、審査請求人は、Ａで就労を開始した。

処分庁が令和２年５月２５日付けで審査請求人から受領した同月２４日付けの就労状況申告書には、審査請求人は、同年４月８日からＡで就労開始し、Ａにおける、１日あたりの就労時間が８時間、１か月あたりの平均就労日数が２０日、就労形態が日給８，０００円であることが記載されている。

（４）令和２年５月１１日、処分庁は、審査請求人から法第６１に基づく収入に係る届出として同年５月１０日付けの収入申告書（以下「４月分収入申告書」という。）を受領した。

　　　４月分収入申告書には、令和２年４月に働いて得た収入として、Ｂでの４日間の就労収入として３２，０００円が、Ａでの１７日間の就労収入として１３６，０００円が記載されている。

（５）令和２年６月１日、処分庁は、審査請求人から法第６１条に基づく収入に係る届出として同年５月３１日付けの収入申告書（以下「５月分収入申告書」という。）を受領した。

　　　５月分収入申告書には、令和２年５月に働いて得た収入として、Ａでの２１日間の就労収入として１６８，０００円が記載されている。

（６）処分庁は、審査請求人から５月分収入申告書の提出があったことを受け、令和２年５月の就労収入である１６８，０００円から前記１（７）の局長通知別表２で示される勤労に伴う必要経費として定める額１９，６６０円を控除の上、収入充当額を１４８，３４０円と算定し、当該収入充当額が審査請求人の最低生活費である１３１，９４０円を上回っていることから、同年６月１日から同年１１月３０日まで保護を停止する本件処分を行った。

なお、本件処分の通知書の「理由」の欄には、「就労収入の恒常的な増加により、世帯の最低生活費と収入を比較すれば、一応保護を要しなくなったと認められますが、若干期間世帯の生活状況の経過を観察する必要があることから、生活保護法第２６条に基づき令和２年６月１日付けで生活保護を停止します。」と記載されている。

（７）令和２年６月１５日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）前記１及び２に基づき、本件についてみると、処分庁は、審査請求人のＡにおける就労形態等が、①１日の就労時間が８時間、１か月の平均就労日数が２０日、日給が８，０００円であり、②就労を開始した翌月の令和２年５月は、就労日数が２１日で、就労収入が１６８，０００円であったことから、③前記１（６）の次官通知及び前記１（８）の課長通知に基づき、同月の就労収入から前記１（７）の局長通知で定める勤労に伴う経費を控除の上、収入充当額を１４８，３４０円と算定し、当該収入充当額と審査請求人世帯　の最低生活費である１３１，９４０円を対比させ、収入充当額が最低生活費を上回っていたことから、④前記１（９）の課長通知に照らして、審査請求人の就労収入の恒常的な増加により、最低生活費と比較して一応保護を要しなくなったと認められるが、その状態の継続について確実性を欠き、審査請求人の生活状況の経過を観察する必要があると認め、⑤法第２６条に基づき保護を停止する本件処分を行ったことが認められる。

（２）保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。

そして、保護の要否及び程度の決定については、前記１（６）のとおり、次官通知第１０において、原則として、世帯につき認定した最低生活費と、収入充当額との対比によって決定する旨が定められている。

また、保護受給中の者の保護の要否判定については、前記１（８）のとおり、課長通知第１０問６において、保護受給中の時点において、現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定するものである旨が定められており、収入充当額の算定に係る勤労に伴う必要経費として定める額については、前記１（７）のとおり局長通知別表２において定められている、

さらに、保護の停止については、前記１（９）のとおり、課長通知第１０問１２において、被保護者の世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるときである旨が定められている。

　　　上記の処理基準の内容は、法の基本原理（法第１条及び第４条参照）に照らして合理的なものと言え、処分庁は、これらに基づき、保護の要否を判定の上、審査請求人の保護を停止したものであると認められることから、本件処分の判断に不合理な点は認められない。

（３）以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

　　したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

**第６　付言**

本審査会の前記判断を左右するものではないが、審査請求人は、本件処分は、勤労控除等の説明等もなく一方的に行われたものである旨主張しており、審理員意見書でもこれを踏まえた付言がされていることから、以下、付言する。

処分庁は、被保護者に対し処分を行うにあたって、処分の理由について、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し理解を得るよう努めることが望まれる。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲